

LET'S ほほえみリハ 地域密着型通所介護（横浜市通所介護相当サービス）
運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ほほえみサービスが開設する LET'S ほほえみリハ(以下、「事業所」という)が行う地域密着型通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービス（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員(以下「従事者」という)が、当該事業所において排泄、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、要介護状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

ニ 事業者は、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

三 事業の提供に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 LET'S ほほえみリハ
- 二 所在地 横浜市旭区下川井町 233 番地 1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 二 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従事者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

1 単位目

二 生活相談員 2名（常勤2名）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービスの業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービスの利用の申込に係る調整の補助、及び、他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画及び通所介護相当サービス介護計画（以下、「通所介護計画等」という）の作成の補助等を行う。

三 機能訓練指導員 3名（常勤1名 非常勤兼務 2名）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従事者の指導に当たる。

四 介護職員 4名（常勤2名 非常勤兼務 2名）

介護職員は、地域密着型通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービスの業務に当たる。

五 看護職員 3名（非常勤 3名）

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

2 単位目

六 生活相談員 2名（常勤2名）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービスの業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービスの利用の申込に係る調整の補助及び、他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画及び通所介護相当サービス介護計画（以下、「通所介護計画等」という）の作成の補助等を行う。

七 機能訓練指導員 3名（常勤 1名 非常勤兼務 2名）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従事者の指導に当たる。

八 介護職員 2名（常勤 2名 非常勤兼務 2名）

介護職員は、地域密着型通所介護事業及び横浜市通所介護相当サービスの業務に当たる。

九 看護職員 3名（非常勤 3名）

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

二 営業日 : 月曜日から土曜日までとする。祝日も営業する。
ただし、12月29日から1月3日を除く。

三 営業時間 : 9:00～18:00

四 サービス提供時間 : 1単位目 9:30～12:35
2単位目 13:40～16:45

(通所介護等の利用定員)

第6条 地域密着型通所介護等の利用定員は地域密着型通所介護横浜市及び通所介護相当サービスを合計して次のとおりとする。

1 単位目 18名

2 単位目 18名

(地域密着型通所介護 横浜市通所介護相当サービスの提供方法及び内容)

第7条 地域密着型通所介護及び横浜市通所介護相当サービスの提供方法及び内容は、次の通りとする。

- ニ 事業所は、提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- 三 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
- 四 前号の通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った地域密着型通所介護及び横浜市通所介護相当サービスを提供する。
- 五 管理者は通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、同意を受け、交付する。
- 六 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 七 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 八 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 九 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の地域密着型通所介護及び横浜市通所介護相当サービスの提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- 十 居宅サービス計画等の作成後においても、当該通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画等の変更を行う。

(地域密着型通所介護 横浜市通所介護相当サービスの利用料)

第8条 地域密着型通所介護及び横浜市通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護と横浜市通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

- ニ 通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護等に要した交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分1kmごとに35円
- 三 利用者の希望によるその他の費用については別途料金表の通りとする
- 四 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 五 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
- 六 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 七 事業所で実施する事業の内容は次のとおりとする。
 - 1) 日常生活上の世話及び支援
 - 2) 機能訓練
 - 3) 健康チェック
 - 4) 送迎
 - 5) 相談

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、旭区、緑区、瀬谷区、戸塚区（名瀬町）とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- ニ 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

(ハラスメントの防止)

第11条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

- 1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- 2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該事業所従業員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となる。

- 二 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討する。
- 三 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- 四 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じる。(緊急時等における対応方法)

第 12 条 事業所の従事者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年 2 回以上定期的に行う。

(感染対策委員会の開催等)

第 14 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に事業所の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業所計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 二 事業者は従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。
- 三 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行うよう努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- ニ 事業所における虐待の防止のための対策する検討会を定期的を開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ることとする。
- 三 事業所における虐待防止の為の指針を整備する。
- 四 従事者に対し虐待防止の為の研修を定期的を実施する。
- 五 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するため管理者を責任者とする。

(苦情に対する対応方針)

第 17 条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

事業所は、自らが提供したサービスに関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(個人情報の保護)

第 18 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- ニ 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ニ 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
継続研修 年 1 2 回
- 三 従事者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 四 従事者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 五 事業所は、地域密着型通所介護及び横浜市通所介護相当サービスの提供に関する記録整備その完結の日から 5 年間保管する。
- 六 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ほほえみサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 5 月 1 日より改定する。

令和 7 年 8 月 1 日より改定する。